



報道関係者 各位

平成24年7月31日

【照会先】

富山労働局雇用均等室

室長 重河 真弓

室長補佐 播磨 久美

電話 076 (432) 2740

平成23年度パートタイム労働法の施行状況について

富山労働局（局長 半田 和彦）では、平成23年度のパートタイム労働法（以下「パート法」という）に係る相談・指導の状況を取りまとめた。

【 概 要 】

1 相談の状況

・平成23年度に雇用均等室に寄せられたパート法に関する相談は28件。相談内容をみると、通常の労働者への転換に関するものが28.6%(8件)、労働条件の文書交付等に関するものが14.3%(4件)であった。

2 パート法違反に対する是正指導の状況

・雇用均等室では、相談等を端緒とする報告徴収のほか、計画的に事業場を訪問し、雇用管理制度や運用の実態についての報告徴収を行い、法違反については是正するよう指導している。

平成23年度は、192事業所を対象にパート法に基づく報告徴収を実施し、このうちパート法違反のあった187事業所に対し、509件の是正指導等を行った。

・指導事項としては、パートタイム労働者から正社員への転換措置が講じられていないため講ずるよう指導したものが28.1%(143件)と最も多く、次いで、労働条件の文書交付にあたり、昇給、退職手当、賞与の有無が記載されていないため記載するよう指導したものが20.2%(103件)、就業規則の作成手続きにあたり、パートタイム労働者からも意見を聴くよう指導したものが19.3%(98件)と続く。

3 今後の対応

・就業時間に制約のある者が従事しやすく、常用労働者の約4分1が実際に従事しているパートタイム労働という働き方の環境整備が必要であることから、パート法に沿った正社員への転換措置や労働条件の文書交付等を講ずることが重要となっている。

・富山労働局ではパート法の内容が十分に理解され、事業所において定着するよう指導及び周知を行って行く方向である。具体的にはパート法違反に対しては厳正かつ迅速に指導を行うとともに、事業主等に対し、県内事業所の好事例を紹介し、奨励金の活用による法を上回る正社員への転換制度の導入や正社員との均衡待遇の確保等を促進していく。

《添付資料》

- 資料1 平成23年度パートタイム労働法の施行状況
- 資料2 パートタイム労働法の概要
- 資料3 富山県内企業のパートタイム雇用管理事例集（富山労働局作成資料）
- 資料4 均衡待遇・正社員化推進奨励金 支給申請の手引き（パンフレット）